

専決処分報告（調停）

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件9件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	令和6年9月4日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第59号 未払賃料請求調停事件	白石区東川 下団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計233,600円を今後分割して令和9年8月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	令和6年9月24日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第71号 未払賃料請求調停事件	東区東雁来 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計304,700円を今後分割して令和9年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	令和6年9月24日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第74号 未払賃料請求調停事件	手稲区山口 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計334,100円を今後分割して令和9年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	令和6年9月30日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第52号 未払賃料請求調停事件	手稲区山口 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計320,800円を今後分割して令和9年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	令和6年10月1日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第91号 未払賃料請求調停事件	東区伏古団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計442,200円を今後分割して令和9年7月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
6	令和6年10月1日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第93号 未払賃料請求調停事件	北区屯田西 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計569,800円を今後分割して令和11年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
7	令和6年10月1日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第94号 未払賃料請求調停事件	中央区南7 条団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計355,500円を今後分割して令和11年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
8	令和6年10月1日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第95号 未払賃料請求調停事件	南区南34条 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃合計296,100円を今後分割して令和8年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
9	令和6年10月1日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第97号 未払賃料請求調停事件	北区幌北団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計167,940円を今後分割して令和8年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。